

<前回の質疑の内容>

各セミナーの前回の質疑は以下のとおりです。

	具体的な質疑の内容
<p>1部 改正法基礎導入編</p> <p>前回の質疑への回答 ①</p> <p>法改正の概要</p>	<p>ア 職業紹介所の無料有料の種類は関係ないのですか。該当するか否かの、具体例がいくつかほしいです。</p> <p>イ 個人情報の取扱いについては罰則などが強化されたことに伴うものと理解しているが的確な表示や虚偽表示の禁止はそもそも当たり前のことと思うのですがなぜこのような当たり前の事が21世紀になって法改正に至ったのかその背景が知りたいです。不勉強ですみません。</p> <p>ウ 今までと何が変わるのか</p>
<p>2部 改正法的確表示編</p> <p>前回の質疑への回答 ②</p> <p>的確表示の内容</p>	<p>ア 情報の的確な表示のくわしく聞きたいです。</p>
<p>3部 改正法新規届出編</p> <p>前回の質疑への回答 ③</p> <p>特定募集情報等提供事業の届出が必要なケース(職業紹介事業者の場合)</p>	<p>ア 問1-5の認識としては、労働者派遣事業許可番号、職業紹介事業番号がありますが、特定募集情報等提供事業者の届出が必要となる認識でしょうか。</p> <p>イ 現在転職者に向けた企業の口コミサイトを運営しています。口コミサイト上に求人サイトからクロールして求人情報を転載しています。また、会員登録機能があり、メールアドレス等の情報を収集しておりますが、現在メルマガ配信やレコメンド等の機能は使用しておりません。求人サイトからの転載機能は、契約を終了し今後掲載を止める予定ではありますが、10月1日に間に合わないかもしれません。その場合、どのようなことが問題になるでしょうか。</p> <p>ウ 弊社は有料職業紹介事業ですが、今回の改正で届出が必要なケースが把握できない</p> <p>エ 特定情報等提供事業者の届出が必要となる事業区分、業務内容をより詳しく説明してほしい。</p>